

平成20年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民事訴訟法(配点:100点)

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(民事訴訟法)

第1問

甲(原告)が、乙を被告として甲の乙に対する金銭債権(以下「A債権」という)の履行を求める訴えを提起したのに対し、乙が、訴訟において、乙の甲に対する同額の反対債権(以下「B債権」という)をもってA債権と相殺する旨の主張(相殺の抗弁)を行った。

この相殺の抗弁について裁判所が判断をして、判決が言い渡され、確定した場合に、何に既判力が生じるかを、次の①と②の場合を区別して論じなさい。

- ① B債権の不存在を理由に相殺の抗弁を排斥して甲の請求を認容する判決が確定した場合
- ② 相殺の抗弁を認容して甲の請求を棄却する判決が確定した場合

(配点：50点)

(民事訴訟法)

第2問

Xは、Aから売買によりA所有の甲不動産を譲り受けたが、所有権移転登記は未了のままであった。その後、Yは、Aから同一不動産を二重に譲り受け、Y名義の所有権移転登記手続を完了した。そこで、Xは、Yを被告として、所有権移転登記の抹消手続請求の訴えを提起した。

証拠調べの結果、①YがAから著しく廉価で甲不動産を譲り受けたこと、②YはかねてからXに恨みを抱いており、登記未了を奇貨としてXへの復讐の目的で甲不動産を譲り受けたこと、および、③AもYのこの動機を知っており、そのため、Xからの登記手続の要請にも応じなかったことが裁判所に明らかになった。そこで、裁判所は、これらの事実から、公序良俗違反（民法 90 条）によりA Y間の売買は無効であるとして、Xの請求を認容する判決を言い渡した。

しかし、この訴訟では、XやYからは、①から③までの事実は、いずれも主張されておらず、また、A Y間の売買が公序良俗違反である旨の主張もなかった。

この場合に裁判所がXの請求を認容する判決をしたことについて、訴訟法上問題となりうる点を挙げ、検討しなさい。

(配点：50点)